

成田市地域防災計画新旧対照表【風水害等対策計画】

現行						改正案					
第2章 風水害等対策計画						第2章 風水害等対策計画					
第1節 災害応急活動体制						第1節 災害応急活動体制					
2 警戒体制						2 警戒体制					
(2) 職員の動員						(2) 職員の動員					
(略)						(略)					
■避難所担当職員の動員基準						■避難所担当職員の動員基準					
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「避難準備・高齢者等避難開始」が発表され、指定避難所等の開設の必要があると本部長が認めたとき ○ 住民から事前避難の要望があり、自主避難所の開設の必要があると本部長が認めたとき ○ そのほか、避難所担当職員が参集する必要があると本部長が認めたとき 						<ul style="list-style-type: none"> ○ 「避難準備・高齢者等避難開始」が発表され、指定避難所等の開設の必要があると本部長が認めたとき ○ 住民から事前避難の要望があり、早期開設避難所の開設の必要があると本部長が認めたとき ○ そのほか、避難所担当職員が参集する必要があると本部長が認めたとき 					
第3節 情報の収集・伝達						第3節 情報の収集・伝達					
2 災害情報の収集・伝達						2 災害情報の収集・伝達					
(2) 水防情報						(2) 水防情報					
(略)						(略)					
■対象河川の基準水位						■対象河川の基準水位					
下 線 名	基準水位 観測所	水防団待 機水位 (m)	氾濫注意 水位 (m)	避難判断 水位 (m)	氾濫危険 水位 (m)	下 線 名	基準水位 観測所	水防団待 機水位 (m)	氾濫注意 水位 (m)	避難判断 水位 (m)	氾濫危険 水位 (m)

現行							改正案						
利根川	横根	茨城県 稲敷市 西代	2.10	2.85	<u>4.30</u>	4.40	利根川	横根	茨城県 稲敷市 西代	2.10	2.85	<u>3.90</u>	4.40
第10節 避難対策							第10節 避難対策						
項目		担当					項目		担当				
1 避難勧告等		対策本部事務局、消防本部、消防団、警察、自衛隊、自主防災組織					1 避難勧告等		対策本部事務局、消防本部、消防団、警察、自衛隊、自主防災組織				
2 <u>自主</u> 避難所		対策本部事務局、施設管理者					2 <u>早期開設</u> 避難所・ <u>一次避難所</u> ・ <u>二次避難所</u>		対策本部事務局、施設管理者				
3 避難誘導		消防本部、消防団、施設管理者、警察、自主防災組織					3 避難誘導		消防本部、消防団、施設管理者、警察、自主防災組織				
4 避難所の開設		避難所運営委員会、避難所担当職員、教育部、対策本部事務局、施設管理者					4 避難所の開設		避難所運営委員会、避難所担当職員、教育部、対策本部事務局、施設管理者				
5 避難所の運営		避難所運営委員会、避難所担当職員、教育部、施設管理者					5 避難所の運営		避難所運営委員会、避難所担当職員、教育部、施設管理者				
6 避難所外避難者への支援		市各部、自主防災組織					6 避難所外避難者への支援		市各部、自主防災組織				
7 広域一時滞在		対策本部事務局、土木部、市民生活部、県					7 広域一時滞在		対策本部事務局、土木部、市民生活部、県				
1 避難勧告等 (1) 避難勧告等 ア 避難勧告等発令の判断基準 避難勧告等の発令は、災害の発生により危険が切迫し、住							1 避難勧告等 (1) 避難勧告等 ア 避難勧告等発令の判断基準 避難勧告等の発令は、災害の発生により危険が切迫し、住						

現行	改正案
<p>民を緊急に安全な場所へ避難させる必要があると認められるときに行う。</p> <p>市は、避難行動要支援者等、自力での避難に時間を要する住民に対して特に配慮するものとし、「避難勧告等に関するガイドライン」に基づき、避難勧告等について発令基準を整備した。市の発令基準は「洪水に関わる避難勧告等発令の判断基準」や「土砂災害に関わる避難勧告等発令の判断基準」のとおりである。</p> <p>避難勧告等は、これらの基準を参考に、今後の気象予測や巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。避難勧告等発令の判断に当たっては、銚子地方気象台に対し、現在の気象情報や今後の気象予報について助言を求めることができる。</p> <p>イ 避難勧告等の発令対象区域・タイミング (略)</p> <p>ウ 実施者 (略)</p> <p>■洪水に関わる避難勧告等発令の判断基準</p>	<p>民を緊急に安全な場所へ避難させる必要があると認められるときに行う。</p> <p>市は、避難行動要支援者等、自力での避難に時間を要する住民に対して特に配慮するものとし、「避難勧告等に関するガイドライン」に基づき、避難勧告等について発令基準を整備した。市の発令基準は「洪水に関わる避難勧告等発令の判断基準」や「土砂災害に関わる避難勧告等発令の判断基準」のとおりである。</p> <p>避難勧告等は、これらの基準を参考に、今後の気象予測や巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。避難勧告等発令の判断に当たっては、<u>必要に応じて国又は県に対し、避難勧告等に関することについて助言を求めることができるほか</u>、銚子地方気象台に対し、現在の気象情報や今後の気象予報について助言を求めることができる。</p> <p>イ 避難勧告等の発令対象区域・タイミング (略)</p> <p>ウ 実施者 (略)</p> <p>■洪水に関わる避難勧告等発令の判断基準</p>

現行				改正案					
警戒レベル	避難情報	洪水予報指定河川(利根川)に関する基準	水位周知河川(根本名川)に関する基準	その他河川等に関する基準	警戒レベル	避難情報	洪水予報指定河川(利根川)に関する基準	水位周知河川(根本名川)に関する基準	その他河川等に関する基準
警戒レベル3	避難準備・高齢者等避難開始	1：指定河川洪水予報により、利根川の横利根水位観測所の水位が避難判断水位である4.30mに到達したと発表され、かつ、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれている場合。 2：(略) 3：(略) 4：(略)	1：(略) 2：(略) 3：(略)	1：(略) 2：(略) 3：(略)	警戒レベル3	避難準備・高齢者等避難開始	1：指定河川洪水予報により、利根川の横利根水位観測所の水位が避難判断水位である3.90mに到達したと発表され、かつ、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれている場合。 2：(略) 3：(略) 4：(略)	1：(略) 2：(略) 3：(略)	1：(略) 2：(略) 3：(略)
警戒レベル4	避難勧告	1：(略) 2：(略) 3：(略) 4：(略)	1：(略) 2：(略) 3：(略) 4：(略)	1：(略) 2：(略) 3：(略)	警戒レベル4	避難勧告	1：(略) 2：(略) 3：(略) 4：(略)	1：(略) 2：(略) 3：(略) 4：(略)	1：(略) 2：(略) 3：(略)
警戒レベル4	避難指示(緊急)	1：(略) 2：(略) 3：(略)	1：(略) 2：(略) 3：(略)	1：(略) 2：(略) 3：(略)	警戒レベル4	避難指示(緊急)	1：(略) 2：(略) 3：(略)	1：(略) 2：(略) 3：(略)	1：(略) 2：(略) 3：(略)

現行						改正案					
警戒レベル5	災害発生情報	(略)	(略)	(略)		警戒レベル5	災害発生情報	(略)	(略)	(略)	
■土砂災害に関わる避難勧告等発令の判断基準 ・台風に伴う気象警報発表による場合						■土砂災害に関わる避難勧告等発令の判断基準 ・台風に伴う気象警報発表による場合					
警戒レベル	避難情報等	気象警報等による基準	積算雨量等による基準			警戒レベル	避難情報等	気象警報等による基準	積算雨量等による基準		
			市内の観測地点で前日までに連続雨量が100mm以上あった場合	市内の観測地点で前日までに連続雨量が40mm～100mm以上あった場合	市内の観測地点で前日までに連続雨量が0mmから40mm以上の場合				市内の観測地点で前日までに連続雨量が100mm以上あった場合	市内の観測地点で前日までに連続雨量が40mm未満の場合	市内の観測地点で前日までに連続雨量が0mm未満の場合
警戒レベル3	避難準備高齢者等避難開始	(略)	(略)	(略)	(略)	警戒レベル3	避難準備高齢者等避難開始	(略)	(略)	(略)	(略)
警戒レベル4	避難勧告	(略)	(略)	(略)	(略)	警戒レベル4	避難勧告	(略)	(略)	(略)	(略)

現行						改正案					
	避難指示 (緊急)	(略)					避難指示 (緊急)	(略)			
警戒レベル 5	災害発生 情報	(略)				警戒レベル 5	災害発生 情報	(略)			
解除条件		(略)				解除条件		(略)			
・ 気象警報発表に伴う場合						・ 気象警報発表に伴う場合					
警戒レ ベル	避難情 報等	気象警報等によ る基準	積算雨量等による基準			警戒レ ベル	避難情 報等	気象警報等によ る基準	積算雨量等による基準		
			市内の観測地点で前日までに連続雨量が100mm以上あった場合	市内の観測地点で前日までに連続雨量が40mm～100mm <u>以上</u> あった場合	市内の観測地点で前日までに連続雨量が0mmから40mm <u>以上</u> の場合				市内の観測地点で前日までに連続雨量が100mm以上あった場合	市内の観測地点で前日までに連続雨量が40mm～100mm <u>未</u> <u>満</u> の場合	市内の観測地点で前日までに連続雨量が0mmから40mm <u>未</u> <u>満</u> の場合
警戒レベル 3	避難準備・高 齢者等避難開始	(略)	(略)	(略)	(略)	警戒レベル 3	避難準備・高 齢者等避難開始	(略)	(略)	(略)	

現行						改正案					
警戒 レベル 4	避難 勧告	(略)	(略)	(略)	(略)	警戒 レベル 4	避難 勧告	(略)	(略)	(略)	(略)
警戒 レベル 4	避難 指示 (緊急)	(略)				警戒 レベル 4	避難 指示 (緊急)	(略)			
警戒 レベル 5	災害 発生 情報	(略)				警戒 レベル 5	災害 発生 情報	(略)			
解除条件		(略)				解除条件		(略)			
<p>2 自主避難所</p> <p><u>本計画で定める指定避難所とは異なり、洪水等が発生する、又は発生するおそれがある場合、住民の問い合わせを考慮したうえ、事前の避難を希望する住民を対象に自主避難所を開設する。また、指定避難所のみでは収容できない場合も自主避難所を開設する。</u></p> <p>避難所運営の詳細については、「成田市避難所運営マニュアル(活動編)」を参照のこと。</p>						<p>2 早期開設避難所・一次避難所・二次避難所</p> <p><u>本計画で定める指定避難所のうち、洪水や土砂災害等の警戒時に早期の避難を希望する市民が、一時的に滞在する施設として早期開設避難所を開設する。また、市内に警戒レベル4（避難勧告・避難指示（緊急））等の避難情報発令の可能性が高いとき、又は発令されたときに、災害において住居が被災した市民が避難生活を送るための施設として、状況に応じて順次一次避難所を開設する。避難者が多く、一次避難所の収容人数を上回る場合には二次避難所を開設する。</u></p> <p>避難所運営の詳細については、「成田市避難所運営マニュアル(活動編)」を参照のこと。</p>					

現行	改正案
<p>3 避難所の開設</p> <p>風水害においては、災害が発生するまでに避難を終えることが基本である。そのため、市は、<u>避難準備・高齢者等避難開始等の発令において、その地域の住民の安全確保が必要な場合等、災害状況を踏まえ指定避難所を開設する。</u></p> <p>避難所開設の手順は「成田市避難所運営マニュアル（活動編）」を参照のこと。</p>	<p>3 避難所の開設</p> <p>風水害においては、災害が発生するまでに避難を終えることが基本である。そのため、市は、<u>早期避難を希望する市民がおり、その地域の住民の安全確保が必要な場合等、災害状況を踏まえ、早期開設避難所を開設し、その後、警戒レベル4（避難勧告・避難指示（緊急））等の避難情報発令の可能性が高いとき、又は発令されたとき、状況に応じて順次一次避難所を開設する。避難者が多く、一次避難所では収容人数が不足する場合、二次避難所を開設する。</u></p> <p>避難所開設の手順は「成田市避難所運営マニュアル（活動編）」を参照のこと。</p>